

**国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知**  
**汇发〔2019〕28号**

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各全国性中资银行：

为深入推进“放管服”改革，提升外汇管理服务实体经济能力和水平，促进跨境贸易投资便利化，国家外汇管理局决定进一步优化外汇管理政策措施，便利市场主体合规办理外汇业务。现就有关事项通知如下：

**一、扩大贸易外汇收支便利化试点**

扩大货物贸易外汇收支便利化试点的地区，在粤港澳大湾区、上海和浙江试点的基础上，支持其他地区按规定开展优化货物贸易外汇收支单证审核、取消特殊退汇业务登记、简化进口付汇核验等试点业务。

实施服务贸易外汇收支便利化试点。符合条件审慎合规的银行为信用良好的境内机构办理服务贸易外汇收支时，可根据“了解客户、了解业务、尽职审查”的展业原则办理。推进服务贸易付汇税务备案电子化工作，以信息共享方式实现银行电子化审核。

**二、取消非投资性外商投资企业资本金境内股权投资限制**

在投资性外商投资企业（包括外商投资性公司、外商投资创业投资企业和外商投资股权投资企业）可依法依规以资本金开展境内股权投资的基础上，允许非投资性外商投资企业在不违反现行外商投资准入特别管理措施（负面清单）且境内所投资项目真实、合规的前提下，依法以资本金进行境内股权投资。

非投资性外商投资企业以资本金原币划转开展境内股权投资的，被投资主体应按规定办理接收境内再投资登记并开立资本金账户接收资金，无需

**国家外貨管理局：クロスボーダー貿易・投資利便化のさらなる促進に関する通知**  
**匯発〔2019〕28号**

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・厦門・寧波市分局；各全国性中資銀行：

「放管服（行政簡素化および権限委譲・開放および管理の結合・サービス合理化）」改革を深化・推進し、外貨管理による実体経済への奉仕能力およびレベルを引き上げ、クロスボーダー貿易・投資の利便化を促進するため、国家外貨管理局は、外貨管理政策・措置のさらなる最適化、市場主体のコンプライアンスに準拠した外貨業務手続の利便化を決定した。ここに関連事項について以下の通り通知する：

**一、貿易外貨受払利便化試行の拡大**

貨物貿易外貨受払利便化試行の地区を拡大し、粤港澳大湾区（広東・香港・マカオグレーターベイエリア）・上海および浙江の試行を基礎として、その他の地区が規定に基づき貨物貿易外貨受払エビデンス審査の合理化・特殊外貨返金業務登記の取消・輸入に係る外貨支払検査の取消などの試行業務を行うことを支持する。

サービス貿易外貨受払利便化試行を実施する。条件に合致し、慎重かつコンプライアンスに準拠している銀行が信用が良好な国内機構のためにサービス貿易外貨受払を取り扱う場合、「Know Your Customer・Know Your Business・デューデリジェンス」の業務実施原則に基づき取り扱うことができる。サービス貿易支払に係る税務備案の電子化業務を推進し、情報共有方式により銀行審査の電子化を実現する。

**二、非投資性外商投資企業の資本金による国内持分投資制限の取消**

投資性外商投資企業（外商投資性公司・外商投資ベンチャー投資企業および外商投資持分投資企業を含む）が法に基づき規定に従い資本金を用いて国内持分投資が実施可能なことを基礎として、非投資性外商投資企業が現行の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に違反しておらず、かつ国内投資プロジェクトが真実・コンプライアンスに準拠していることを前提として、法に基づき資本金を用いて国内持分投資を行うことを許可する。

非投資性外商投資企業が資本金の原通貨の振替により国内持分投資を行う場合、被投資主体は、規定に基づき国内再投資受入登記を行い、資

办理货币出资入账登记；非投资性外商投资企业以资本金结汇开展境内股权投资的，被投资主体应按规定办理接收境内再投资登记并开立“资本项目-结汇待支付账户”接收相应资金。

### 三、扩大资本项目收入支付便利化试点

允许试点地区符合条件的企业将资本金、外债和境外上市等资本项下收入用于境内支付时，无需事前向银行逐笔提供真实性证明材料，其资金使用应当真实合规，并符合现行资本项目收入使用管理规定。试点银行应遵循展业原则管控试点业务风险。所在地外汇局应加强监测分析和事中事后监管。

### 四、放宽资本项目外汇资金结汇使用限制

取消境内资产变现账户资金结汇使用限制。外商直接投资项下境内股权出让方接收外国投资者股权转让对价款时，可凭相关业务登记凭证直接在银行办理账户开立、资金汇入和结汇使用手续。

放宽外国投资者保证金使用和结汇限制。外国投资者从境外汇入或从境内划入的保证金，在交易达成后，可直接用于其境内合法出资、境内外支付对价等。取消保证金账户内资金不得结汇的限制，允许交易达成或违约扣款时将保证金直接结汇支付。

### 五、简化小微跨境电商企业货物贸易收支手续

支付机构或银行根据《国家外汇管理局关于印发〈支付机构外汇业务管理办法〉的通知》（汇发〔2019〕13号）办理货物贸易收付汇时，年度货物贸易收汇或付汇累计金额低于20万美元的（不含）小微跨境电商企业可免于办理“贸易外汇收支企业名录”登记（以下简称名录登记）。外汇局依法对免于办理名录登记的小微跨境电商企业实施监督检查。

本金口座を開設して資金を受け取らなければならない。貨幣出資金登記は必要ない；非投資性外商投資企業が資本金の人民元転により国内持分投資を行う場合、被投資主体は、規定に基づき国内再投資受入登記を行い、「資本項目-人民元転支払待機口座」を開設して相応する資金を受け取らなければならない。

### 三、資本項目収入支払利便化試行の拡大

試行地区の条件に合致する企業の資本金・外債および国外上場などの資本項目収入の国内支払への使用が許可される場合、事前に一件毎の真实性証明資料を銀行に提出する必要はなく、その資金の使用は、真実・コンプライアンスに準じており、かつ現行の資本項目収入の使用管理規定に合致していなければならない。試行銀行は、業務実施原則を遵守し、試行業務のリスクを管理コントロールしなければならない。所在地の外管局は、モニタリング分析および期中事後監督管理を強化しなければならない。

### 四、資本項目外貨資金の人民元転・使用制限の緩和

国内資産現金化口座の資金の人民元転・使用制限を取り消す。外商直接投資項目の国内持分譲渡側が外国投資家から持分譲渡の対価を受け取る場合、関連業務登記証に基づき直接銀行において口座開設・資金入金および人民元転・使用手続を行うことができる。

外国投資家の保証金の使用および人民元転制限を緩和する。外国投資家の国外からの入金あるいは国内から振替入金される保証金は、取引成立後、その国内の合法的出資・国内外の対価支払などに直接使用することができる。保証金口座内の資金は人民元転不可との制限を取り消し、取引成立あるいは契約違反による差引の際に、保証金を直接人民元転して支払うことを許可する。

### 五、小規模クロスボーダー電子商取引企業の貨物貿易受払手続の簡素化

支払機構あるいは銀行が《国家外貨管理局：〈支払機構外貨業務管理弁法〉印刷・公布に関する通知》（匯發〔2019〕13号）に基づき貨物貿易受払を取り扱う場合、年間の貨物貿易外貨受払あるいは支払の累計金額が20万米ドルを下回る（20万米ドルを含まない）場合、小規模クロスボーダー電子商取引企業は、「貿易外貨受払企業リスト」への登記（以下、リスト登記）を免除できる。外管局は、法に基づきリスト登記が免除された小規模クロスボーダー電子商取引企業に対して監督検査を実施する。

**六、改革企业外债登记管理**

取消非银行债务人需到所在地外汇局办理外债注销登记管理要求，非银行债务人可到其所属外汇分局（外汇管理部）辖内银行直接办理符合条件的外债注销登记。取消非银行债务人办理外债注销登记业务的时间限定。

试点取消非金融企业外债逐笔登记。试点地区非金融企业可按净资产 2 倍到所在地外汇局办理外债登记，非金融企业可在登记金额内自行借入外债资金，直接在银行办理资金汇出入和结购汇等手续，并按规定办理国际收支申报。

**七、取消资本项目外汇账户开户数量限制**

取消“每笔外债最多可以开立 3 个外债专用账户”“每个开户主体原则上只能开立 1 个境外汇入保证金专用账户”“每笔股权转让交易的股权出让方仅可开立 1 个境内资产变现账户”等限制，相关市场主体可根据实际业务需要开立多个资本项目外汇账户，但相关账户开户数量应符合审慎监管要求。

**八、优化货物贸易外汇业务报告方式**

取消企业向所在地外汇局报告辅导期内业务的要求。外汇局对货物贸易外汇收支异常、可疑的辅导期企业开展重点监测和核查，并规范分类管理。

企业贸易信贷、贸易融资等业务报告，可通过货物贸易外汇监测系统（企业端）实现网上办理，无需到所在地外汇局现场报告（贸易主体不一致特殊业务除外）。

**九、放宽出口收入待核查账户开立**

企业办理货物贸易收入，可自主决定是否开立出口收入待核查账户（以下简称待核查账户）。对于企业未开立待核查账户的，银行按现行规定审核后的货物贸易收入可直接进入经常项目外汇账户或结汇。按现行规定需向外汇局提交待核查账户收入申报单的，企业可免于提交。

**十、便利企业分支机构名录登记**

**六、企業外債登記管理の改革**

非銀行債務者が所在地の外管局において外債抹消登記を行わなければならないとの管理要求を取り消し、非銀行債務者は、その所属する外管局の分局（外貨管理部）の管轄内の銀行において条件に合致する外債抹消登記を直接行うことができる。非銀行債務者の外債抹消登記業務に対する期限を取り消す。

非金融企業の一件毎の外債登記を試行的に取り消す。試行地区の非金融企業は、純資産の 2 倍に基づき所在地の外管局において外債登記を行うことができ、非金融企業は、登記金額内において外債資金を自ら借り入れ、直接銀行において資金送金/受取および両替などの手続を行い、規定に基づき国際収支申告を行うことができる。

**七、資本項目外貨口座の開設数制限の取消**

「外債一件あたり最大で外債専用口座を 3 つまで開設可能」「口座開設一主体あたり、原則、国外保証金払込専用口座を 1 つのみ開設可能」「持分譲渡取引一件につき、持分譲渡者は国内現金化口座を 1 つのみ開設可能」などの制限を取り消し、関連市場主体は、実際の業務ニーズに基づき複数の資本項目外貨口座を開設することができるが、関連口座の開設数は慎重性監督管理要求に合致していなければならない。

**八、貨物貿易外貨業務の報告方式の最適化**

企業から所在地の外管局への報告の指導期間内の業務の要求を取り消す。外管局は、貨物貿易外貨受払が異常・不審である指導期間内の企業に対して重点的モニタリングおよび検査を行い、併せて分類管理を規範化する。

企業の貿易与信・トレードファイナンスなどの業務報告は、貨物貿易外貨モニタリングシステム（企業サイド）を通じてオンライン手続の実現が可能であり、所在地の外管局における現場報告は必要ない（貿易主体が一致しない場合の特殊業務は除く）。

**九、輸出収入審査待機口座開設の緩和**

企業が貨物貿易収入を取り扱う場合、輸出収入審査待機口座（以下、審査待機口座）を開設するか否かを自ら決定することができる。企業が審査待機口座を開設していない場合について、銀行が現行の規定に基づき審査した後の貨物貿易収入は、直接經常項目外貨口座に入金あるいは人民元転することができる。現行の規定に基づき外管局に審査待機口座収入申告書を提出する必要がある場合、企業の提出を免除してよい。

**十、企業分支機構リスト登記の利便化**

企业分支机构申请办理、变更和注销名录登记手续，按照现行企业法人要求办理，提供自身《营业执照》正本或副本，但无需提供企业法人《营业执照》。

**十一、推进境内信贷资产对外转让试点**

按照风险可控、审慎管理的原则，允许试点地区扩大参与境内信贷资产对外转让业务的主体范围和转让渠道，扩大可对外转让的信贷资产范围，包括银行不良资产和贸易融资等。

**十二、允许承包工程企业境外资金集中管理**

承包工程企业经外汇局登记，可在境外开立资金集中管理账户，境外资金集中管理账户应符合境外账户所在国家（或地区）的法律法规。境外资金集中管理账户的收入范围为从境外业主或境内划入有关工程款，以及从同一主体开立的境外同一国家（或地区）其他承包工程项目账户划入资金；支出范围为向境内调回工程款、有关境外工程款支出，以及向同一主体开立的境外同一国家（或地区）其他承包工程项目账户划转资金。

本通知自发布之日起实施（其中，第八条第二款因需升级货物贸易外汇监测系统，自 2020 年 1 月 1 日起实施）。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各全国性中资银行接到本通知后，应及时转发所辖分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话：010-68402450、68402163、68402250

特此通知。

国家外汇管理局  
2019 年 10 月 23 日

企業の分支機構がリストへの登記・変更および抹消手続を申請する場合、現行の企業法人に対する要求に基づき行い、自身の《営業許可証》の正本あるいは副本を提出するが、企業法人の《営業許可証》の提出は必要ない。

**十一、国内与信資産の对外譲渡試行の推進**

リスクコントロール可能・慎重な管理の原則に基づき、試行地区が国内与信資産の对外譲渡業務に参加する主体の範囲および譲渡ルートを拡大し、銀行の不良資産およびトレードファイナンスなどを含む对外譲渡可能な与信資産の範囲を拡大することを許可する。

**十二、工事請負企業の国外資金集中管理の許可**

工事請負企業は、外管局への登記を経て、国外において資金集中管理口座を開設することができるが、国外資金集中管理口座は、国外口座のある国家（あるいは地区）の法律・法規に合致していなければならない。国外資金集中管理口座の入金範囲は、国外業主あるいは国内から振替入金される関連工事代金、および同一主体が開設した国外の同一国家（あるいは地区）のその他工事請負プロジェクト口座から振替入金される資金とする；出金範囲は、国内に還流させる工事代金・国外工事代金に関する出金、および同一主体が開設した国外の同一国家（あるいは地区）のその他工事請負プロジェクト口座への振替資金とする。

本通知は、公布日より実施する（このうち、第八条第二項は貨物貿易外貨モニタリングシステムのアップデートが必要なため、2020 年 1 月 1 日より実施）。以前の規定が本通知と合致しない場合、本通知に準ずるものとする。国家外貨管理局の各分局・外貨管理部は本通知の受領後、遅滞なく管轄内の中心支局・支局・都市商業銀行・農村商業銀行・外資銀行・農村合作銀行に転送しなければならない；各全国性中資銀行は本通知の受領後、遅滞なく管轄内の分支機構に転送しなければならない。執行中に生じる問題は、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックされたい。

連絡先：010-68402450、68402163、68402250

特にここに通知する。

国家外貨管理局  
2019 年 10 月 23 日